

第25回五足の靴顕彰全国短歌大会の作品募集

五足の靴顕彰全国短歌大会実行委員会では、明治40年の夏に歌人の与謝野寛（鉄幹）や北原白秋ら「五足の靴」一行が天草を訪れたことを記念し、『第25回五足の靴顕彰全国短歌大会』を10月31日⑩に、ジャルディンマール望洋閣（天草町）で開催。今回、同大会の作品を募集します。四半世紀を迎えた記念すべき本大会のこの機会に、皆さんも短歌を出詠してみませんか。

- 応募部門＝一般の部、中・高校生の部。
- 出詠料＝1,000円（ハガキや電子メールで応募する場合は、現金書留または郵便小為替で送金してください）、中・高校生は無料。
- 応募方法＝本庁（別館）・文化課に備え付けの応募用紙またはハガキに、未発表の短歌1首、住所、氏名（ふりがな）、性別、年齢ま

たは学校名・学年、電話番号、大会参加の有無を記入し、8月20日⑩（必着）までに同課へ提出してください。

- [郵送] 〒863-8631（住所記載不要）「五足の靴顕彰全国短歌大会実行委員会事務局」
- [持参] 市内中村町10-8 市庁舎別館・天草市教育委員会文化課内「同事務局」
- [FAX] ④2744
- [電子メール] bunka@city.amakusa.lg.jp

■審査・表彰＝選者5人による審査を行い、一般の部で五足の靴大賞1人、選者賞各8人を、中・高校生の部で大賞各1人、選者賞各8人、特別賞1団体を決定。10月31日⑩に行う第25回五足の靴顕彰全国短歌大会・表彰式で、受賞者に賞状と副賞を授与します。

【問い合わせ先】本庁（別館）・文化課文化振興係（内線2534）

美来プラザ主催講座の受講生募集

美来プラザでは、市民の皆さんを対象に行う主催講座の受講生を募集します。なお、申し込みは先着順で受け付け、定員になりしだい締め切ります。ぜひご参加ください。

- 会場＝いずれも美来プラザ（港町）。
- 申込方法＝美来プラザに備え付けの応募用紙

またはハガキに、受講を希望する講座名、住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、6月18日⑩までに〒863-0021 市内港町13-5 美来プラザへ郵送または持参してください。



講座名	開講日	時間	受講料	定員
健康体操	毎週金曜日	13:00～15:00	月額1,500円	30人
フラワーアレンジメント	7月から9月までの第1・3水曜日（計6回）	10:00～12:00	3,500円 （教材費として別に一作品2,000～2,500円が必要）	25人
パッチワーク	7月から9月までの第2・4水曜日（計6回）	9:30～12:00	3,500円 （教材費として別に一作品1,500～2,500円が必要）	20人
英会話（初心者）	7月から9月までの第2・4木曜日（計6回）	10:00～12:00	3,500円	10人
絵手紙	7月から9月までの第2・4金曜日（計6回）	10:00～12:00	3,500円 （道具代として別に1,000～6,000円が必要）	25人

※開講日は都合により、変更する場合があります。

【問い合わせ先】美来プラザ ☎④2220

非常勤職員を募集します

- ▶職 種＝介護保険要介護認定訪問調査員
 - ▶勤務場所・予定人員＝牛深支所・1人。
 - ▶応募資格＝看護師・准看護師または介護支援専門員の資格を持ち、実務経験3年以上で、普通自動車の運転免許を取得している人。
 - ▶雇用期間＝7月1日から平成23年3月31日まで。
 - ▶勤務時間＝月～金曜日（祝日を除く）のうち4日間（週30時間）。
 - ▶報酬（月額）＝13万3,700円。
 - ▶試験内容＝面接試験。
 - ▶試験日時＝6月23日⑩午後3時から。
 - ▶試験場所＝本庁3階・第4会議室。
 - ▶申込方法＝市販の履歴書に必要事項を記入し、資格免許状と自動車運転免許証の写しを添付のうえ、6月18日⑩（必着）までに〒863-8631（住所記載不要）市役所・高齢者支援課へ郵送または持参してください。
- 【問い合わせ先】
本庁・高齢者支援課介護認定係（内線1194）

地域密着型サービス事業者 開設希望法人への事前説明会の開催

市では、地域密着型サービスを新たに開設する法人を募集します。
今回、同サービスの内容や申請の手続き方法などの事前説明会を次のとおり開催します。開設を希望する法人は必ず参加してください。
[整備予定] ●小規模多機能型居宅介護…本渡南・本渡稜南・新和町・天草町・河浦町 ●認知症対応型通所介護…本渡北・本渡東・御所浦町・倉岳町・栖本町・五和西※いずれも1事業所の開設。
■と き＝6月14日⑩午後1時30分から同3時まで。
■ところ＝天草コミュニティ防災センター（天草広域連合消防本部3階）。
■申込方法＝6月11日⑩までに、電話で本庁・高齢者支援課へお申し込みください。
【問い合わせ先】
本庁・高齢者支援課介護サービス係（内線1168）

災害時要援護者登録制度

■災害時要援護者登録制度とは？

一人暮らしの高齢者や重度の障がいがある人など、災害が発生したときに、自力または家族などの支援だけでは避難できない人（災害時要援護者）をあらかじめ登録し、「災害時要援護者登録台帳」を作成します。この台帳を、行政区長や民生委員・児童委員、自主防災組織など地域の人たちに提供し、災害時の救助活動や安否確認などに役立てようというものです。

■災害時要援護者とは？

災害時に、自力または家族などの支援だけでは避難できない人や避難先での生活が困難な人で、次のいずれかに該当する人です。

- 高齢者（一人暮らしや寝たきりなど）
- 身体障がい（視覚・聴覚・肢体など）や、知的・精神・発達障がいのある人
- 難病の人
- 妊産婦・乳幼児
- 日本語がわからない外国人 など

■登録を希望される場合は

「災害時要援護者登録台帳」には、申請書を提出することにより登録できますが、次のことに注意してください。

- ①近隣で支援してくれる人を決めて、地域支援者として同台帳に登録することの同意を得てください。
- ②登録する際には、支援を受けるために必要な個人

【問い合わせ先】

本庁・社会福祉課地域福祉係（内線1406）／牛深支所・保健福祉課福祉係／その他の支所・市民生活課保健福祉係

情報を行政区長や民生委員、自主防災組織などへ提供することに同意していただきます。

※災害時要援護者登録申請は随時受け付けておりますので、本庁・社会福祉課または牛深支所・保健福祉課、その他の支所・市民生活課に備え付けの登録申請書に必要事項を記入し、同課へ提出してください（登録申請書は、本渡地区の各町公民館にもあります）。

■地域支援者について

「地域支援者」として一番望ましいのは、あなたの近隣の人です。

※地域支援者には、要援護者への日ごろの声かけや、いざという時の安否確認、避難の手助けをお願いします。できる範囲での支援をお願いするもので、責任を伴うものではありません。ふだんから気軽に話せる関係となるよう、よい近所付き合いに心がけましょう。

